









新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の出席停止期間等について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められています。

(「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。)

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。

例	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症後 2日目に 症状軽快 した場合	発症 	発症後5日間療養					登校可能 		
		症状軽快	軽快後1日		発症後5日 経過してい ないため、 登校不可	発症後5日 経過してい ないため、 登校不可			
出席停止期間									
発症後 5日目に 症状軽快 した場合	発症 					症状軽快	軽快後1日		登校可能 
	出席停止期間								

※無症状で陽性の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでが出席停止期間になります。

出席停止期間の確認をさせて頂くため、受診報告書を保護者が記入し提出をお願いいたします。提出の際には、受診日、医療機関名、処方された薬剤名が分かる薬剤情報用紙、領収書等の書類のコピーを添付の上、出席停止解除後に担任へお渡しく下さい。貼り切れない場合は、裏面に貼って頂いてもかまいません。

自己での検査も可とします。ただし、「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示されたものの使用に限ります。検査費用は自己負担となります。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患していなかった場合、「受診報告書(陰性用)」を保護者が記入し提出をお願いいたします。原則として検査日のみは公欠となり、欠席や早退・遅刻扱いにはなりません。

令和 年 月 日

淑徳巣鴨中学高等学校長 殿

受診報告書(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)陽性)

下記のとおり、受診をしましたので、報告します。

記

生徒氏名	中・高 年 組 番		
保護者名			
受診日	令和 年 月 日 ()		
発症日	令和 年 月 日 ()		
欠席期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日 ()		
医療機関名	電話 ()		
	保健室	教務	担任

※貼り付け欄

(受診日、医療機関名、処方された薬剤名が分かる薬剤情報用紙、領収書等のコピー)